上手な受診で医療費節約を

〝健康〟は一つの財産です

〝健康〟――それはかけがえのないものです。そしてこの〝健康〟を守るために、各種の「健康保険制度」が用意されています。

でも、年ねん増え続ける医療費で、どの「健康保険制度」も苦しい運営を強いられています。国保も例外ではありません。

医療費と保険料

（被保険者1人当たり額）

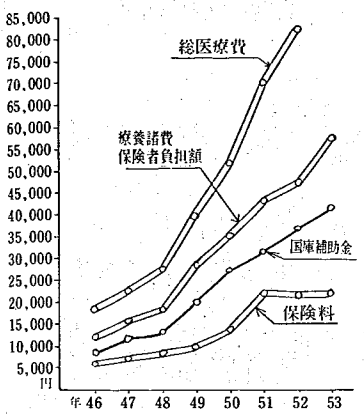

医療費増加で国保もピンチ

国民健康保険は、会社などの健康保険に加入できない自営業や農家の方、そして年金で生活している方などが対象です。病気やけがなどの思わぬ出費のときにお互いに助け合うため、みんなで負担金を出し合い、国、県、市も負担して医療費などにあてるための相互扶助の制度です。

ところが、左上のグラフにもあるように、ここ数年、医療費の増加は著しいものがあります。これに老人医療費の無料化や医療費の値上がりの影響もあって、国保は苦しい財政運営を強いられています。このまま医療費がうなぎのぼりに増え続けると、せっかくの相互扶助を目的にしたこの制度も崩壊しかねません。

医療費の増加は保険料の値上げにつながり、結局、みなさんの負担がさらに増えることを意味しています。ですからこの負担を少しでも少なくするために、一人ひとりがお医者さんを信頼し、不必要な薬をねだったりしてムダな医療費を使わないよう、お互いに気をつけたいものです。

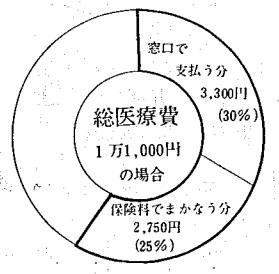

医療費負担の割合は…

病院などで治療を受けたとき、窓口で支払う個人負担分は30%ですが、上のグラフにもあるように、総医療費の25%は、みなさんが納める保険料でまかなわれています。ですから医療費が増えるほど保険料でまかなう分も増えていき、国保財政も苦しくなっていくのです。

お医者さんを信頼しよう！

お買物、ご用命は市内で

創業50周年（全支店120店舗）
低金利融資　お気軽に御来店下さい
(株) 毛利金融新津支店
新津市山谷町1丁目14番15号　グリーンハイツ斎藤内
☎4－4501

花椿会にお入りください。
資生堂チェインストア
本町2丁目 マツヤ TEL (2)0418
第四銀行が向い。北越銀行がとなり。

国保料―七月から精算額で

今年度の正式な国保料が決定しました。これを国保料の「精算賦課」といっています。

国保料は、前年分の所得や固定資産税などを「賦課基準額」として決めています。このため、すぐには国保料を計算して決めることはできません。そこで、前年分の所得などがハッキリするまでの間、前年度の保険料の十二分の一の額を月額としていました。

「精算賦課」による保険料は、六月に確定する前年の所得をもとに七月に料率を定め、四月から六月までの三か月分の暫定保険料を調整し、月額を決定したものです。

七月分からは、確定した保険料の納付書がみなさんのお手元に届けられます。納期限までに納入くださるよう、ご協力をお願いします。

なお、七月に八月以降の全額を前納すると報償金が割戻しとなる「前納制度」があります。ご利用ください。

国民健康保険54年度料率

区分	料率
所得割	所得金額100円について5円42銭
資産割	固定資産税額100円について24円24銭
均等割	被保険者　人について　5,979円
平等割	1世帯について　8,815円

（ただし譲渡所得にかかる特別控除は適用されません）

国保医療費に占める老人医療費と被保険者に占める老人被保険者数

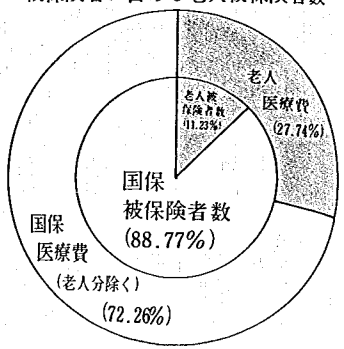

老人医療費　303,276千円 / 国保医療費1,093,395千円 ＝27.74%

老人被保険者　2,135人 / 国保被保険者　19,004人 ＝11.23%

医療費無料化は国保で負担

七十歳以上のお年寄りのみなさんがお医者さんにかかる場合、病気が治るまで無料で診療が受けられます。お年寄りのみなさんから大変喜ばれている制度の一つですが、この医療費は、だれが負担しているかご存知でしょうか。

〝医療費無料化〟というと、国や県が負担しているように思いがちですが、そうではないのです。実は、ほとんど国保が負担しているのです。

普通、国保でお医者さんにかかる場合、医療費の三割は患者が窓口で支払い、残り七割を国保が負担することになっています。お年寄りのみなさんの場合は、自己負担分の三割についても無料になるわけですが、この三割分については、国が三分の二、県が六分の一、市が六分の一の割合で負担しています。そして残りは、国保が負担しているのです。（そのほか、三万九千円以上の高額療養費についても国保の負担となります）

医療費無料化といっても、実は国保が負担しているのです。そしてその国保の財政は、みなさんが納める保険料と、国の負担でまかなわれていることも知っておいていただきたいのです。

賦課最高限度額は二十二万

今年度の保険料を決める料率は、上の表のとおりです。これらの四つの合計が今年度の保険料の年額であり、この十二分の一の額が月額ですが、納入通知書には「暫定賦課」を調整してあります。

保険料は、世帯単位で納入義務者である世帯主に一括賦課されますが、賦課額の算定にあたっては、世帯主の所得や資産、および被保険者である世帯員の所得や資産についても賦課対象となっています。しかし、世帯主が被保険者でない場合（擬制世帯主といいます）は、世帯主の分は賦課されません。

このように「標準賦課総額」は、所得や資産に対して算定する「応能割額」と、被保険者数および世帯数に対して算定する「応益割額」との合算額です。

また一世帯当たりの賦課最高限度額は、十九万円から二十二万円になりました。

〝料率〟については、納入通知書にそれぞれ計算式が載っています。不明なことがありましたら、保健課へご照会ください。

保険料の割引き制度があります――＊

所得の低い世帯には、保険料が割引きされます。この減免の対象となる世帯の所得は二十一万円で、減免の額および条件は次のとおりです。

■前年中の所得が二十一万円以下の世帯（六割軽減）

被保険者一人につき
……三千七十九円

世帯当たり
……四千六百八十八円

■前年中の所得が世帯主二十一万円と、世帯員一人につき十六万五千円（前年度は十六万円）ずつ控除していくと所得がなくなる世帯（四割軽減）

被保険者一人につき
……二千五十三円

世帯当たり
……三千百二十六円

この減額は、市役所の税務課または保健課へ所得の申告がないと対象になりません。所得申告は必ず行ってください。（保健課では所得紹介をいたします。その際は必ず申告してください）

なお不慮の事故や水害のような災害などで保険料の納入が困難なときは、保険料の一部または全額の納入猶予、減免などの制度があります。保健課へご相談ください。

お買物、ご用命は市内で

お祝い・お見舞・法事等に
"特選フルーツ詰合せ"
フレッシュでおいしい果物の店
やまいし
新津市本町3　TEL 3－0397

Toshiba 東芝
東芝ストア
より良いサービスと楽しい暮しに奉仕する店
(株) 八重電商事
本町二　TEL 4－3131(代)